

# 博士論文審査及び最終試験の結果

学位申請者

Golmohammadi Ali

審査委員（主査）

吉田 ゆり子



論文名

Modernization in Edo Japan and Qajar Iran (Structural and Cultural Preconditions)

論文の概要

Golmohammadi 氏の論文は、日本とイランの近代化のプロセスを分けた要因を、明治維新以前の江戸時代と、パフラヴィー朝成立以前のガージャール朝期に求め、両国の政治的・社会組織的構造とその文化的結末を、近代化の前提条件として比較史的に考察したものである。論文は3部・6章と結論からなり、構成は以下のとおり、英語で執筆されている。

Part One: Theoretical Discussion

Chapter One: Methodology and Theories Review

Chapter Two: Literature Review and Historical Background

Part Two: Social Structure and Organizational Practices

Chapter Three: Uji (Clan), Tribal and Ie (Household) Societies

Chapter Four: Organizational Practices and Sale of Rank and Office

Part Three: The Petition Box

Chapter Five: Historical Background

Chapter Six: Functions and Consequences

The Final Conclusion

第一部は、本論文の方法論と研究史が述べられている。Golmohammadi 氏は、従来の比較史研究が宗教的価値観や経済発展、文化的環境、政治構造、世界システムや国際関係、教育、労働、思想、貨幣経済、西洋技術の移入等々さまざまな要因を考えに入れてきたのに対し、前近代の日本とイランを比較する方法としてはどれも有効ではないとする。むしろ、社会組織構造と近代化に際し重要な働きをした文化的要素に注目することの有効性を論じ、日本が歴史的に「氏」と「イエ」社会であったのに対し、イランは部族社会であったことを、社会構造の前提条件として強調した。

第二部では、まず日本の「氏」と「イエ」社会とイランの部族社会を制度的に比較した上で、イランの部族社会は日本の「氏」社会に相当し、「イエ」に当たる社会的組織は存在しなかったとする。日本の「イエ」は、「家業」を維持し「イエ」を継承するために、非血縁であっても能力と才能のある人材を「イエ」の継承者として迎え入れる「養子」制度がある点で、イラン社会にはない能力主義の社会であるということができるとした。

また、日本の「御家人株」の売買とイランの「官職売買」制度を比較し、日本の場合はイランのように王が国家の収入のために「官職」を売るというのではなく、階級（身分）を売る社会的な慣行

であり、それを購入したのが中間層である豪商や豪農であることから、能力・才能のある人材の身分移動を実質的に可能とする制度となり、社会的流動性を生み出したと評価する。それに対してイランでは、「官職」につく人物が実際に官務を果たすことは期待されておらず、また中間層も育っていなかったため、単に富裕層が買い取っただけであり、政治に能力ある人材が加わるという効果はなかった。

さらに、徳川吉宗が行なった「足高制」に着目し、幕府の役職に就く期間中だけ相応の役高を支給することで、家柄に関係なく有能な人材を役職に登用することができる制度を高く評価し、こうした制度がイランには存在しなかったことを指摘した。

この他、今日まで続けられている「稟議」という意志決定方式や、諸藩でみられた「主君押し込め」制度に注目し、社会的位置づけが下位の者の意見が吸い上げられる仕組みに、日本的な能力主義の構造を見いだした。

第三部では、日本の「目安箱」とイランの「正義の箱」(sanduq-e 'edalat)を比較し、両者とも社会的危機状況の中で誕生したものの、「目安箱」は町人や百姓から有益な意見を吸い上げる制度として設置され機能したのに対し、イランの場合は「正義の行使」が王の義務であるという観念から設置されたものの、実際には行政に対する庶民の意見を吸い上げるという機能ではなく、地方官の不正を摘発する機能を果たすに止まった。日本の「目安箱」の慣習は、日本では近代的議会制度を育む土壌となったのに対し、イランは部族政治を温存する結果を招くことになり、両者の近代化への道筋を分けたと結論づけた。

以上のように、Golmohammadi 氏は一貫して日本とイランの近代化の道のりを分岐した要因を、能力と才能を登用する仕組みの有無に求め、そうした能力主義をもたらす社会組織構造上の相違を、日本が血縁的結合にとらわれない「イエ」制度に 12 世紀からしだいに移行していったことに求めた。このような日本とイランの近代化過程の比較史的考察は、同時期に実施された改革自体の比較研究でなく、その効果の有無が分かれる社会的・文化的背景を比較した意欲的な試みであり、政治学研究を専門とする Golmohammadi 氏ならではの着眼点が提示された興味深い論考である。これまでも、日本の明治維新と、同時期にイランのガージャール朝でアミール・キャビール宰相の下で進められた一連の改革を比較する研究は存在した。本論では、両国の歴史上に因らずも共通の現象がみられるものの、その実際の機能が異なる結果を生むのは、根底となる社会組織構造と文化的結末が異なっているからであるとの議論が提示された。徳川吉宗が 1721 年に設置した「目安箱」と、ナーセロッディーン王が 1874 年に設置した「正義の箱」の効果の違いは、その議論の例証部分に当たる。この部分に関する日本側の研究は既存の研究から得た情報であるが、イラン側についてはイランの公文書館に所蔵されている古文書を閲覧し、原史料からその設置から機能の仕方までを明らかにする実証的な研究で、説得力のある議論となっている。この部分は、審査員からも Golmohammadi 氏の論文の中で最も高く評価されたものであった。とりわけ、官職売買に関しても、「正義の箱」に関しても、研究の前例がほとんどない中で、Golmohammadi 氏が自ら発掘し、依拠した史料の典拠は、貴重な価値を持っていると判断される。その意味で、イラン本国における当該研究の嚆矢と位置づけても大げさではないとの評価を受けた。

以下に、最終試験で行なわれた質疑応答の概要を記す。審査委員からは次の点に関し確認が求められ、Golmohammadi 氏より十分な説明が得られた。

まず江戸時代の日本とガージャール朝期のイランの比較の根拠として、どちらも歴史の長い非西洋の国であり、欧米諸国との邂逅後に後発の近代化に乗り出したという共通性を持ちながら、日本はその後先進国となる一方、イランはいまだに発展途上国に留まるという歴然とした異なる結果となっていること、イラン出身の研究者として、自国の状態の背景の解明に適する比較研究の対象として幾つかの選択肢の中から日本を選び、そのために来日し本博士論文研究に取り組んだことが説明された。また比較研究の焦点として、内在的な近代化の努力に際し、促進および障害となった社会内在的要因を確定する目的で、社会組織構造とそれらに由来する文化に着目したことが説明された。

イランについての分析に関し、部族と分類できる社会構成員がその一部であるのに、ガージャール朝期のイランの社会を部族社会として分析している点の根拠に関し問われ、支配階層が部族出身である点に加え、治安・安全の根本的な欠如からくる社会構成員間の不信の問題への対処として親族に頼る文化が社会一般において再生産されていたこと、また国家による中央集権的な権力の確立に際し、諸部族の平定においては、物理的な統制に留まり、文化的な面での改編に至る社会改革が実現しない傾向があることが説明された。またナーセロッディーン王が導入した「正義の箱」の設置に関する統治者側の意図については、王に求められる正義の行使の認識（すなわち正当性）を社会的に確立するという目的が主であり、庶民からの要請や情報の吸い上げという目的は発見されなかったとの説明がなされた。

日本の側の目安箱の分析に関し、設置されたのが幕領という江戸幕府の直轄領であったことはイランの「正義の箱」との比較分析において問題とならないかとの指摘に対しては、確かに目安箱は当初は直轄領に導入されたものの、その効用が知られると近隣の大名も同様の施策を採用するなど、近世日本における受容のあり方は、イランのケースとの好対照となっており、全体的な議論において問題とはならないとの説明がなされた。

審査委員の側から、日本の「氏」は「クラン (clan)」とは比定することはできず、むしろイランの部族に相当する日本の社会単位としては、鎌倉時代の武家の「一門」が適当であり、それがいかに家制度へ転換して行ったかについて、より丁寧な議論が望ましいとの指摘がなされた。これに関しては、Golmohammadi 氏から、本博士論文では家という社会組織単位の継承面の特徴を議論の中核に据えたため、それとの差異化の観点から、イランの部族と日本の氏について言及したとの補足が加えられた。さらに論文執筆上の細かな問題の指摘として、実際の分析の対象とされている社会組織構造を反映した分析単位の位置づけ、既存研究の総括における近代化論の文脈における比較研究具体例の位置づけ、さらに中心的な概念である *development* のより明快な定義づけなどが必要との指摘がなされ、Golmohammadi 氏からも同意する旨の返答がなされた。

今後の研究発展のための課題としては、日本語文献のさらなる活用および学問的な蓄積の吸収のために日本語活用能力の更なる充実が望ましいとの指摘がなされた。また、比較の方法論としてミルの差異法を用いている点に関し、社会科学的な比較歴史分析ではその接近法の不足部分を過程追跡法や経路依存など時系列的な検証で補うことも一般的であり、また比較史の観点からは、現象面での差

異の背景の解明を対象社会により深く切り込んだ検証を通じて行うことが必要であるとの指摘がなされた。より具体的には、近世日本における家制度に引き付けた社会的流動性や才能ある人物の登用に関する Golmohammadi 氏の議論は、同時期の日本に社会における身分制度の確立とそこにおける役（社会的役割）のシステムの存在と関連させることにより、より有意義かつ具体的な検証と立論が可能になると、今後の研究の方向性が示唆された。

これらの質疑応答と今後の研究の方向性の示唆に関し、Golmohammadi 氏の受け答えは、一貫して真摯かつ誠実なものであり、現段階での研究の到達点とその不足点やさらに今後研究を深める際に必要な作業や方向性について、同氏が適切に理解していることが示されるものであった。

これらを踏まえ、論文の内容と最終試験の結果を総合的に判断して、審査委員会は全員一致で、上記の結論に達した。